

令和8年度 第2回川崎市建築審査会(公開用)

開催日時		令和8年6月9日(火) 午後3時00分～午後4時10分
開催場所		本庁舎201会議室
出席者	委員	帖佐会長、宇於崎委員、信太委員、原委員、本橋委員、辻委員、近藤委員
	幹事	まちづくり局 企画課 若狹課長、都市計画課 町井課長、 建築指導課 大場課長、建築審査課 佐々木課長 宅地審査課 西課長 環境局 環境保全課 鈴木課長 建設緑政局 路政課 猿渡課長 健康福祉局 生活衛生課 伊達課長 消防局 予防課 小玉課長
	特定行政庁	まちづくり局 指導部 工藤部長 建築指導課 植野担当係長、建築審査課 笹川担当係長
	関係人	—
	事務局	まちづくり局 総務部 まちづくり調整課 松井課長、木上担当課長、柳瀬担当課長、森担当係長、福田職員
議題		1 議事 許可の同意 議案第3号(公開) 場 所 川崎市高津区久本一丁目527番6他 建築物の用途 共同住宅、店舗(物販店舗・飲食店)、 事務所(レンタルオフィス)、地域開放用会議室 (集会所(許可基準第17条による地域貢献施設))、 自動車車庫、自転車駐車場 許 可 条 項 建築基準法第59条の2第1項 2 報告(公開) (1)包括同意基準による建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可 (2)包括同意基準による建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可 3 その他(公開)
傍聴人の数		—
発言の内容		別紙のとおり

令和8年度 第2回川崎市建築審査会議事録（摘録）

日時 令和8年6月9日（火）

午後3時00分から午後4時10分

場所 本庁舎201会議室

（司会）定刻でございますので、ただいまより、令和8年度第2回川崎市建築審査会を開催させていただきます。

本日は、皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は当審査会の事務局で進行を務めさせていただきます、まちづくり局まちづくり調整課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7名全員の委員の出席をいただいておりますので、定足数となる過半数を満たしており、審査会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、帖佐会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

（帖佐会長）それでは、本日の内容について、事務局から説明をお願いします。

（司会）お手元の「次第」を御覧ください。

本日の議題は、次第の1「許可の同意案件」が1件、次第の2「報告案件」が2件、次第の3「審査請求に関する協議」を予定しています。次第1と次第2は「公開」、次第3は「非公開」となります。事務局からは、以上でございます。

（帖佐会長）それでは議事に入ります。事務局は傍聴希望者の確認をお願いします。

（司会）傍聴希望者は現在のところございませんが、途中で傍聴希望者がこられた場合は、入室させてよろしいでしょうか。

（帖佐会長）その際は入室させていただいて結構です。

（司会）それでは、許可の同意に関する議案の審議に入ります。議案第3号「建築基準法第59条の2第1項」の規定に基づきます同意案件についての説明となります。

建築指導課 植野担当係長、説明をお願いします。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) それでは、議案第3号の許可申請についてご説明いたします。はじめに、申請地の位置でございますが、スクリーンを御覧ください。申請地は高津区久本1丁目で、赤いポイントで示した位置でございます。本申請は、容積率を緩和するため、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計の許可、を取得するものでございます。

「総合設計」の許可とは、敷地内に一定規模の空地を有し、かつ、その敷地面積が一定規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率等について総合的な配慮がなされていることにより、市街地の環境の整備改善に資すると認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物につきましては、容積率等の限度を超えることができる、というものでございます。

「総合設計」の一般的な考え方を、スクリーンにお示しします。

右側が、同一敷地で、公開空地などを設けることにより、容積率の限度を上回ることができる設計例を表しております。公開空地の大きさに応じて、容積率の割増しを受けることができます。なお、総合設計制度は、その目的に応じて4種類に分かれており、それぞれで容積率の割増率が異なっておりまして、本申請では、「一般型総合設計」を適用しております。

建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計の許可申請の概要を説明いたします。お手元の資料では1ページ左となります。スクリーンを御覧ください。

申請者は、株式会社末長組 代表取締役 工藤 尚樹

建築物の用途は、共同住宅、店舗（物販店舗・飲食店）、事務所（レンタルオフィス）、集会所（許可基準第17条による地域貢献施設である地域開放用会議室）、自動車車庫、自転車駐車場でございます。

申請場所は、川崎市高津区久本一丁目527番6他でございます。

申請地の地域地区、計画建物の建蔽率等は記載のとおりでございます。

許可条項等については、記載のとおりでございます。

続きまして、建築物の概要でございますが、許可を要する建築物は、一つ目に記載しているもので、構造は鉄筋コンクリート造、地上24階、地下1階、高さ79.885メートルでございます。

次に、申請敷地の位置でございます。お手元の資料では、2ページをご覧ください。

スクリーン上が北となりまして、申請地は、赤色で着色した位置でございます。

鉄道関係ですが、敷地北側にJR南武線の武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線溝の口駅がございます。

道路関係ですが、申請地の北側に野川柿生線、申請地西側に市道久本14号線が通っております。

次に現況写真について説明いたします。お手元の資料では3ページでございます。

方位は上が北です。図及び写真内の赤線の枠が今回の申請敷地となります。

写真の1番から3番が敷地北側の野川柿生線側から見たもの、4番から6番が敷地西側の久本14号線側から見たものです。

次に、配置図についてご説明いたします。スクリーンを御覧ください。

方位はスクリーン左上が北となります。計画敷地は、赤枠の範囲でございます。

計画地が接する道路についてですが、計画地の北側は、幅員約20メートルの1項1号道路、野川柿生線、西側は幅員約6メートルの1項1号道路、久本14号線に接しています。こちらが申請建築物となります。

次に平面図についてご説明いたします。お手元の資料の5ページから17ページが平面図となります。スクリーンをご覧ください。

各階の主な用途ですが、地下1階には、許可基準第17条による地域貢献施設である集会所があり、地上面にある公開空地からのアプローチ及び建物内から、エレベーターによる利用が可能になっています。

次に1階平面図についてご説明いたします。お手元の資料では6ページです。

敷地の西側にある歩道上空地に接する形で広場状公開空地があり、そこに接する形で、共同住宅、店舗のエントランスがあり、建物南側には、共同住宅の自転車駐車場、東側には、2階にある駐車場へのアプローチ用スロープがございます。また、災害時に利用できる防災トイレ、かまどベンチを設置しています。

次に2階平面図についてご説明いたします。お手元の資料では7ページです。

共同住宅及び店舗等の駐車場、店舗、共同住宅の共用部分がございます。また、歩道状公開空地より青矢印で示すとおり、広場状公開空地を通り駅へと抜けるアプローチ、赤矢印で示すとおり2階店舗へのアプローチがございます。なお、歩道状公開空地の入口は、3Fのフロアラインと同等の高さとなっています。

次に3階平面図についてご説明いたします。お手元の資料では8ページです。

店舗、共同住宅の共用部分がございます。また、駅前広場からみえる部分に緑化バルコニーを設ける計画となっています。また、別棟で、あずまやがございます。3階部分には、赤矢印で示すとおり、3階店舗へのアプローチがございます。

次は4階、5階平面図です。4階から24階までは、共同住宅の住戸部分になります。お手元の資料では9ページから10ページです。

住戸タイプとしては1LDKから3LDKの25タイプの住戸を計画しています。また、各階に防災備蓄倉庫が設置されています。

次は6階平面図です。お手元の資料では11ページです。西側は共同住宅の住戸部分になります。また、東側には植栽スペースがございます。

次は7階から24階の平面図です。共同住宅の住戸部分で基準階になります。

お手元の資料の12ページから16ページです。適宜ご覧ください。

次は北側立面図となります。建物の最高高さは79.885メートルとなります。

お手元の資料の18ページから21ページが立面図となります。適宜ご覧ください。

次に西側立面図となります。本計画では、赤矢印で示します駅前広場方向から建物内部を通り、南側の行政施設、その先の住宅地へ通り抜けるルート、青矢印でお示ししている

公開空地を抜け、南側へ通り抜けるルートを設けています。

次は断面図となります。駅前広場から続く歩道状空地、緑色で示します広場状公開空地、1階から3階には、赤で示します店舗、地下1階には、集会所があり、4階から24階は、青で示します共同住宅部分となります。

お手元の資料の22ページから24ページが断面図となります。適宜ご覧ください。

次に別棟の建築物で四阿の平面図、断面図です。

お手元の資料では25ページですので適宜ご覧ください。

次に26ページは公開空地図となります。

総合設計制度では公開空地の面積に、「係数」を乗じて有効公開空地面積を算定し、その面積に応じて容積率の割増しを行います。この「係数」は、公開空地の位置や形状等により、その機能を評価して決定するもので、図面の右下に係数の凡例を掲載していますが、本計画では、係数の異なる数種類の公開空地を整備いたします。

図面左上が北で、赤枠で示す部分が、建物部分になります。

申請地北側に野川柿生線があり、北西側は武蔵溝ノ口駅の駅前広場となっています。西側には、久本14号線があり、申請地南側は行政施設、その先は住宅地が広がっています。

まず、紫の部分については、歩行者の交通量が多い両側歩道のない幅員約6メートルの道路に並行して、新たに4メートルの歩道状公開空地を設けるため、係数は1.5倍で算定しています。

次に、緑色の部分については、係数が1.2倍で算定する広場状公開空地となります。一部屋根下に設ける部分については、高さによって使用が制限されるため、さらに0.6倍から0.8倍の係数を乗じた公開空地となります。今回の広場状公開空地は、再生緑地や修景としても良好に設計されており、駅前の魅力的な風景づくりや敷地周辺の環境の向上に寄与すること、また、震災時の一時避難場所、救急医療などの救援活動や物資集積などの場所としても機能します。ピロティ部分においても、高津区との協定によるイベント活用や、店舗等の賑わいの創出に資する空間となっています。

次に、33ページは外観パースとなります。

それぞれ、駅側、北側道路野川柿生線から眺めるものになっています。

続いて、許可基準等への適合状況をご説明いたします。

お手元の資料31ページから32ページです。許可基準第1条から第13条、及び第14条から第23条全ての基準に適合する計画となっております。

計画については以上となりますが、次に許可理由についてご説明させていただきます。
お手元の資料では1ページ右側でございます。

申請者は、川崎市高津区久本一丁目527番6他において地上24階、地下1階建ての共同住宅、店舗、事務所、集会所（地域開放用会議室）、自動車車庫、自転車駐車場の計画を建てました。本計画は、建築基準法第52条第1項の規定に抵触しております。

しかしながら、この計画は、建蔽率を低く抑えるとともに、敷地前面道路から十分な離隔距離をとって建物を配置し、まとまった公開空地を設けることで周辺地域と調和のとれた良質な居住環境を形成できる配置計画となっております。

前面道路沿いに歩道状空地と広場状空地を設けることで、緑あふれる歩行空間を実現し、周辺住民も利用できる憩いの場を提供し、周辺環境へ配慮しているほか、建物内に防災備蓄倉庫や防災トイレを設置するなど、総合設計制度の許可基準に適合した計画としています。

以上により、本計画は、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められることから、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可相当と判断しました。

説明については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（帖佐会長）ありがとうございます。

それでは、本件に関して質問がありましたらお願いいたします。

(宇於崎委員) 敷地内にレベル差があるのでしょうか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) 敷地内には結構レベル差がありまして、北側の北東の交差点部分が一番低くなっているまして、南側に上がっていくにつれて高くなっています。この辺りは、のり面に南側のこの法枠でのり面を押さえるようになっていて、建物の南側の駐輪場や駐車場があるところの壁で土留めを兼ねてございます。

(宇於崎委員) G Lはどこで設定しているのですか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) 設定G Lは今回3種類発生していて、少々お待ちください。申し訳ありません。

(宇於崎委員) 聞きたいのは、G Lの位置によっては地下が1階なのか、2階なのかと変わってくるのではないかなと思いますが、それは関係ないですか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) 今回は一番低いG Lのところから見ても、先ほどの地下1階で、集会所があるところが地階になりますので、それ以外は。

(宇於崎委員) そこが地階で、1階の部分は前面の大きな通りに直接面しているんですよね。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) はい。なかなかいい図面が出てなくて申し訳ありません。

(宇於崎委員) だから、前面の大きな通りのところを1階と考えて。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) はい。

(宇於崎委員) なるほど。分かりました。ありがとうございます。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) 広場状公開空地のピロティ部分というのが、先ほど申しました駅前の交差点のところとほぼ同じレベルです。この広場状公開空地というのが、先ほどの一番低いところとほぼほぼ同じようなレベルになっていて、この部分から共同住宅とか店舗へのアプローチがあるという形になります。

(宇於崎委員) 平面図を見ていると分からないけれども、広場状空地と歩道状公開空地というのは、レベル差が2階分あるんですか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) そうですね。

(宇於崎委員) そこはどういう留めができていますのか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) ここは、擁壁で留めています。

(宇於崎委員) なるほど。それであれば落っこちることはないのですね。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) はい。ここは植栽帯が、歩道状公開空地と広場状公開空地の部分で、緑のフェンスというか、フェンスもあって、その外側に沿って植栽帯が配置される予定になっております。暗くて分かりづらいのですが、こんな形でずっと道路の歩道状公開空地の敷地側に沿って植栽が整備される予定になっております。

(宇於崎委員) もう1つ聞いていいですか。すみません。あずまやはなぜ必要なのですか。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) あずまやは、今回、あくまでも事業者の任意で造られていまして、今回、緑化協議の中で、この部分ですが、ここは実は公開空地ではないのですが、あずまやの南側、南東側のエリアを緑化拠点の緑地とすることとしていまして、公開空地ならではのアプローチだったり、あくまでも緑地帯なのですが、せっかく緑地帯を設けているので、その部分で地域の方だったり、憩いの場として使えるようにということで、今回、事業者のほうであずまやを造って、地域に開放するという話になっています。

(宇於崎委員) かまどベンチとは離れているのですね。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) はい。かまどベンチは低いレベルになってきます。

(宇於崎委員) 何か防災のときに利用できますよと聞いて、何となく使えるかなと。でもあまり関係性はないんですね。

(特定行政庁 建築指導課 植野担当係長) はい。あずまやは、今回、防災とは特に関係なくて、防災的に使えるのは広場状公開空地と、広場状公開空地の奥の手前のところにピロティ部分があって、そこに屋根がかかっていますので、その部分がかまどベンチと一体的に使えるエリアになっています。

(宇於崎委員) 分かりました。ありがとうございます。

(辻委員) 集会所を設けることで、地域に資すると認められて、容積率のプラスになるということだと思いますが、プランを見ていると、集会所はちょっと使いにくい場所にどうしてもできてしまっているのかなと思うので、例えば、自治会とか、市役所とかにこういう場所があるという周知とか、そういうのがあると、地域に資すると認められるのかなと思いますが、その辺りは何か対策はされているのでしょうか。

(行政庁 企画課 若狭課長) 今回、計画の協議の中で、あずまやの整備に当たって、地域の住民や活動団体からどういうものが求められているかという辺りを、日頃から区民と接する機会の多い高津区役所とかにもヒアリングをしながらやっているというところがあって。高津区役所では、区役所の中に高津区を拠点として活動している市民活動団体へ会議室のスペースを貸し出したりしているというのがあって、それがかなり人気で、なかなか使えないというところがあるということであったり、あとは町内会等からの支援団体から集会所をみたいなものを求める声というのが日頃から多くあるということがあります。

そのような考え方を事業者にお伝えしたところ、事業者も地元の企業であったりするので、地域になるべく貢献したいといったところから、今回こういう形が実現したということです。

高津区もそういう認識でいるので、周知みたいなことはしっかりとされると思いますし、あとは地下でちょっと使いにくいところもあるかもしれないのですが、広場状空地の方からもアクセスできるような外部階段を設けていたりとか、なるべく、地下にあるんですけども、いろんなところからアクセスできるように配慮がされている形となっております。

(帖佐会長) 他に質問はありますでしょうか。

(近藤委員) すみません。よろしいですか。

建築物とは少し離れてしまうんですけど、建物周辺の崖面のところに、多分切り崩されて崖が造られているような感じがするのですが、そこが法枠という形になっているのですが、一般的には擁壁で押さえるようなイメージがあるんですけども、これを法枠で造っているのは市の許可基準に適合しているということでしょうか。

(特定行政庁 宅地審査課 西課長) 部会審査の中で、審査の中で一応斜面の安定計算を行いまして、一応擁壁まで至らないということで法枠を持ってきたところです。

(近藤委員) 分かりました。

(帖佐会長) 他に質問はございますか。質問がないようでしたら、議案第3号につきましては、許可に対して同意して差し支えないものとしてよいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(帖佐会長) ありがとうございます。本件については許可の同意をして差し支えないものとしします。

次の報告案件について、ご説明をお願いします。

(司会) それでは、次の報告案件に移ります。

包括同意基準による建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可についての報告でございます。建築指導課 植野担当係長、説明をお願いします。

(特定行政庁 建築審査課 植野担当係長)

建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可に係る、包括同意基準による許可案件についてご報告いたします。

法第56条の2第1項ただし書の許可に関する報告は、今年度初めてであり、個別同意案件についても今年度はまだございませんので、今回の報告の前に、個別同意の許可基準と包括同意の許可基準の内容を、それぞれご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

建築基準法第56条の2第1項では、日影規制について定めており、敷地外の一定区域に対して及ぼす計画建築物の日影は、一定時間内に収めなければならない、とされております。

スクリーンでは、事例として、3時間以上日影となる部分と2時間以上日影となる部分が、敷地境界線からそれぞれ5メートル、10メートル以内に収めなければならない場合の日影規制のイメージをお示ししております。

この日影規制に抵触する建築物は、原則として新築することができず、また、日影規制の運用開始前に建築され、日影規制に抵触する建築物については、原則、その敷地内に増築等を行うことができません。

ただし、特定行政庁が「土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、この限りでない。」とされています。

このただし書に基づく許可について、川崎市では個別同意の許可基準と包括同意基準を定めております。

まず、個別同意の許可基準ですが、スクリーンと併せて、お手元にあります、薄紫色のフラットファイル「許可基準」の内、「56条の2」というインデックスの付いたページを適宜ご覧ください。

第1条には、基準の目的が規定されており、

第2条には、用語の定義を、

第3条には、既存不適格建築物の増築等に当たっての日影の基準、

第4条には、建築物の新築に当たっての日影の基準が規定されております。

なお、日影規制に関する許可を受けた建築物等の敷地で、増築等を行う場合であって、日影の影響が軽易な建築物については、その手続きを簡素化するため、包括同意基準による許可を行っております。

こちらが包括同意基準になりまして、薄紫色のフラットファイルでは、先ほどの個別同意の許可基準の次のページになりますので、適宜ご参照ください。

包括同意基準では、

第1条には、本基準の「趣旨」を定めており

第2条には、用語の定義を、

第3条には、「適用の範囲」として許可を行う上での要件を定めております。

具体的には、第1項に「個別同意の許可基準に適合するほか、次の各号のいずれかに適合すること」を定め、

第1号では、「計画建築物の高さが日影の測定面よりも低いもの」であること。

第2号では、アからウまでの条件をすべて満たすことを規定しており、

アでは、計画建築物から隣地境界線までの距離を3メートル以上とすること。

イでは、建蔽率および容積率を、それぞれ法の規定による限度に10分の9を乗じた数値以下とすること。

ウでは、(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとしており、

(ア)では、既存部分を除く増築等に係る計画建築物のみが生じさせる日影の領域が、敷地境界線からの水平距離が5メートル以内の範囲に収まること。

(イ)では、複合日影について、「敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲における日影時間は、増築等に係る建築物によって増加しない」ことを規定しています。

なお、増築等を行うことにより平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして本基準を適用いたします。

第3号では、「増築等を行うことにより立面形状に変更がないもの」と定めております。

第2項では、一団地認定と日影許可を併用する場合の取扱いを規定しております。

次に、第4条では、この基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなすとしておりまして、第5条で、許可の後に、初めて開催される建築審査会に報告することを規定しております。

それでは、報告案件についてご説明いたします。

今回の報告では、1件の報告案件がございます。スクリーンをご覧ください。

報告番号1の概要ですが、

申請者は、向ヶ丘コーポピアネーズ管理組合 理事長 中里 祐希

申請場所・面積等は記載のとおりでございます。

詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。

申請地は1枚目の案内図の赤色で示した位置で、増築する建築物は、2枚目の配置図において赤色及び水色で網掛けされた部分で、自転車駐車を2棟増築する計画でございます。

す。3枚目は平面図・断面図で、4枚目は立面図となります。

許可基準への適合状況ですが、包括同意基準第3条第1項本文において、個別同意の許可基準に適合することを規定していますが、5ページ目の日影図の左枠内に示すとおり、包括同意基準第3条第1項第1号に規定する、増築等に係る建築物の高さが法別表第四（は）欄に掲げる数値である4メートル以下である計画であることから、包括同意基準に適合するものとして許可をいたしました。以上で、報告を終わります。

（帖佐会長）ありがとうございます。本件に関して質問がありましたらお願いします。

（宇於崎委員）現状では自転車駐車場は設けていなかったのでしょうか。

（特定行政庁 建築審査課 植野担当係長）航空写真を見る限りでは、架台だけというか、セメント式みたいにはなっていて、何か置く場所というのはあったみたいですが、建物は建っていませんでした。

（宇於崎委員）上屋を造りたいということでしょうか。

（特定行政庁 建築審査課 植野担当係長）はい。

（宇於崎委員）分かりました。

（帖佐会長）ほかに質問はございませんか。

では、報告案件について、もし委員から何かありましたら、適宜対応していただくことにしたいと思います。

（司会）それでは、次の報告案件に移らせていただきます。

包括同意基準による建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可についての報告でございます。なお、本件の説明に入らせていただきます前に、前回の審査会において特定行政庁から報告させていただきました内容の一部に修正がございまして、修正内容につきましては、すでに委員の皆様にご確認いただいているところでございますが、ご質問等がございましたら事務局へお知らせください。

（司会）それでは、報告に移らせていただきます。建築審査課 笹川担当係長、説明をお願いします。

(特定行政庁 建築審査課 笹川担当係長)

それでは、建築基準法第43条第2項第2号に係る包括同意基準による許可の報告をいたします。今回の報告件数は、包括同意基準第6条に該当する案件が6件となります。

申請者・申請場所・面積等の概要は、報告資料の4ページから8ページに記載のとおりでございます。

それでは、資料4ページをご覧ください。資料右上の青字の番号では01としています。

申請敷地は、川崎市多摩区菅3丁目148番1 外4筆の一部の赤く示した部分で、緑色の部分が省令第10条の3第4項第3号の規定による通路の範囲で、開発道路予定区域でございます。

こちらが配置図でございます。本件につきましては、開発行為で築造する完了公告前の道路部分に2メートル以上接して、有料老人ホームを建築するもので、包括同意基準第6条に適合しております。

以降、お手元の資料の右上の番号2から6につきましても、同様に、包括同意基準第6条に適合するものとなっております。報告は以上でございます。

(帖佐会長) 本件に関して質問がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、こちらも報告案件なので、委員から何かありましたら、適宜対応していただくということにしたいと思います。

なお、次の審査請求に関する協議については非公開となりますので、審議の前に事務局から連絡事項等があればお願いします。

(司会) 事務局から2点ございます。

次回、第3回建築審査会は、7月29日火曜日の午前10時30分からの開催を予定しております。開催が近づきましたらこれまでと同様に通知させていただきます。

次に、審査請求に関する協議に入る前に、特定行政庁の建築指導課長及び宅地審査課長はここで退出していただきます。事務局からは、以上でございます。

ー 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第4条により非公開 ー

それでは、これを持ちまして令和８年度第２回川崎市建築審査会を閉会させていただきます。委員の皆様、お疲れさまでした。

－閉 会－